

# 東北税政連だより

No.171

税理士の権益の維持とその拡大のために税政連があります

## 第5回「税理士による亀岡よしたみ後援会」国政報告会を開催

令和4年1月15日、ザ・セレクトン福島（福島市）において、「税理士による亀岡よしたみ後援会」第5回国政報告会が、新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催された。

亀岡偉民衆議院議員をお迎えし、後援会会員20名、選挙区が同じ相馬支部の会員2名の出席による報告会となった。

亀岡議員からは、地元の駅前再開発事業、幹線道路延長事業、相双地区におけるワクチン製造工場の現状や令和3年度補正予算の概要も交え、中小企業の支援策や電子帳簿保存法の改正など、最新の情報をお話いただき、質疑応答の時間では今後の税制改正への要望も織り込みながら意見交換を行った。

亀岡議員は自由民主党総裁特別補佐兼副幹事長に



就任されており、岸田総理大臣に近い立場での益々のご活躍が期待されている。

## 災害税制～その後

東北税理士政治連盟 会長 青木 正

昨年11月、コロナ禍の中、財務省に鈴木俊一財務大臣（岩手2区）を訪問する機会を得た。その後、植松利夫主税局総務課長に面会し、我々が熱望している「災害損失控除」について情報交換を行った。その場で「3.11東日本大震災」から相当期間が経過し、国税当局には当時の資料が残っていないと言われたため、12月に開催された税理士会の支部長会に出席し、「雑損控除」に関する当時の申告データが残っている先生方に情報提供を依頼した。同時に知人の先生方にピンポイントで電話し、貴重なデータを頂くことができた。既に廃棄したという先生方が多い中、数件のデータを頂き集計したのが下記の表である。提供いただいた会員に感謝申し上げたい。

この表を見ると、3年間で73.9%の納税者が雑損控除の適用を完了していた。傾向として高額納税者は3年で完了したということが窺える。しかし、4年後と5年後では11.2%あり、東日本大震災では特例として5年間の控除が認められたが、現行の雑損控除期間3年間での適用では打ち切られる納税者がいることが判明し、さらに5年間で打ち切られた納税者が10.7%であった。4年目以降の納税者の還付額は少ないというが、相当数の納税者が存在したことは事実だ。加えて雑損控除該当無しの欄は、雑損控除が所得控除の最初にくるため他の諸控除の適用ができなかった納税者と、廃業等を余儀なくされた納税者が含まれているという。この実態を税理士としてどう捉えたら良いのか。

2月15日発行の東北税理士会報に、丸岡美穂国際特別委員長が書かれた記事が掲載された。滋賀大学

教授の増山裕一先生らと一緒に研究している「災害税制の国際比較」である。先生から頂いた資料によれば、米国の場合、災害の発生原因は自動車事故や恐喝、甚だしい詐欺を含むと言われ、適用範囲も事業用以外の全ての個人資産、例えば宝石とか美術品等の生活に通常必要ではない贅沢品も該当し、しかも、その期間は2年間の繰り戻し還付と繰越期間は20年間にも及ぶという。

国民性とは言え日本の税制とは雲泥の差である。

国税当局が災害税制の改正を阻む理由の一つに、控除期間を長くするとその間の管理が複雑になると主張するが、米国の場合、立証する責任は納税者側にあると言う。損害があるなら年数に関わらず最後まで適用すべき、と本音を吐いた国税当事者がいたことを思い出す。

国際特別委員会等の貴重な情報を活かし、税制改正に結びつけていくために税理士会の各方面と深く連携していく必要性を改めて再認識した。

繰越年数	総数	割合	
1年	377	56.3%	
2～3年	118	17.6%	73.9%
4年	38	5.7%	79.6%
5年	37	5.5%	85.1%
5年で打ち切り	72	10.7%	95.8%
該当無し	28		
合計	670		